

火災予防上の命令を受けている防火対象物一覧表

令和6年7月9日現在

1	防火対象物の所在地	鳥取県鳥取市吉成779番地8
	防火対象物の名称	炭火焼肉炭蔵 吉成店
	命令を受けた者	株式会社Axis Create 代表取締役 田村 拓也
	根拠法令	消防法第8条第3項及び第4項、17条の4第1項
	命令事項	1 令和6年8月31日までに、資格を有する者のうちから防火管理者を選任し、鳥取消防署に届け出ること。 2 令和6年8月31日までに、防火管理者に消防計画を作成させ、鳥取消防署長に届け出ること。 3 令和6年8月31日までに、防火管理者に消火及び避難訓練を実施させること。 4 令和6年8月31日までに、誘導灯は常時点灯できるように改修すること。
	発令年月日	令和6年7月8日
	命令者	鳥取消防署長